個人情報ファイル簿

1 個人情報ファイルの名称	建築確認支援システム(建築行政共用データ
	ベース)
2 実施機関の名称及び個人情報ファ	施機関名 市長
イルが利用に供される事務をつかさ	組織名 建築指導課
どる組織の名称	
3 個人情報ファイルの利用目的	建築確認審査事務処理及び建築確認関係統
	計処理に供するため。
4 記録項目	(第1面)
	1年月日 2申請者氏名 3設計者氏名
	(第2面)
	建築主等の概要
	1建築主 ア氏名フリガナ イ氏名 ウ郵便番号
	工住所 才電話番号
	2 代理者 ア資格 イ氏名 ウ建築士事務所名
	工 郵便番号 才所在地 力電話番号
	3 設計者 ア資格 イ氏名 ウ建築士事務所名
	工郵便番号 オ所在地 カ電話番号 キ作成した
	図書
	4 建築設備に関し意見を聴いた者 ア氏名 イ勤
	務先 ウ郵便番号 工所在地 才電話番号 力登
	録番号 キ意見を聴いた設計図書
	5 工事監理者 ア資格 イ氏名 ウ建築士事務所
	名 工郵便番号 オ所在地 カ電話番号 キエ事
	と照合する設計図書
	6 工事施工者 ア氏名 イ営業所名 ウ郵便番号
	工所在地 才電話番号
	7構造計算適合判定の申請 8建築物エネルギー
	消費性能確保計画の提出 9 備考
	(第3面)
	建築物及びその敷地に関する事項
	1 地名地番 2 住居表示 3 都市計画区域の内外
	の別等 4防火地域 5その他の区域,地域,地区,
	街区
	6 道路 ア幅員 イ敷地と接している部分の長さ
	7 敷地面積 ア敷地面積 イ用途地域等 ウ建築
	基準法第 52 条第1項の規定による建築物の延べ面
	積の敷地面積に対する割合 工建築基準法第 53 条

第1項の規定による建築物の建築面積の敷地面積に対する割合 オ敷地面積の合計 カ敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値 キ敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値 ク備考 8主要用途 9工事種別

10 建築面積 ア建築面積 イ建蔽率

11 延べ面積 ア建築物全体 イ地階の住宅又は老 人ホーム等の部分 エレベーターの昇降路の部分 エ共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部 分 オ自動車車庫等の部分 カ備蓄倉庫の部分 キ蓄電池の設置部分 ク自家発電設備の設置部分 ケ 貯水槽の設置部分 コ宅配ボックスの設置部 分 サ住宅の部分 シ老人ホーム等の部分 シ延 べ面積 ス容積率

12 建築物の数 ア申請に係る建築物の数 イ同一 敷地内の他の建築物の数

13 建築物の高さ等 ア最高の高さ イ階数 ウ構造 工建築基準法第 56 条第7項の規定による特例の適用の有無 オ適用があるときは、特例の区分14許可・認定等 15工事着手予定年月日 16工事完了予定年月日 17 特定工程工事終了予定年月日 18 その他必要な事項 19 備考

(第4面)

建築物別概要

1番号 2用途 3工事種別 4構造 5主要構造部 6建築基準法第21条及び第27条の規定の適用 7建築基準法第61条の規定の適用 8階数ア地階を除く階数 イ地階の階数 ウ昇降機塔等の階の数 エ地階の倉庫等の階の数

9高さ ア最高の高さ イ最高の軒の高さ

10 建築設備の種類 11 確認の特例 ア建築基準法 第6条の3第1項ただし書き又は法第 18 条第 4項 ただし書の規定による審査の特例の適用の有無 イ建築基準法第6条の4第1項の規定による確認 の特例の適用の有無 ウ建築基準法施行令第 10条 各号に掲げる建築物の区分 エ認定型式の認定番 号 オ適合する一連の規定の区分 カ認証型式部 材等の認定番号 12 床面積 ア階別 イ合計 13

	,
	屋根 14外壁 15軒裏 16居室の床の高さ 17便
	所の種類 18 その他必要な事項 19 備考
	(第5面)
	建築物の階別概要
	1番号 2階 3柱の小径 4横架材間の垂直距
	離 5階の高さ 6天井 ア居室の天井の高さ
	イ建築基準法施工令第 39 条第3項に規定する特定
	天井 7用途別床面積 8その他必要な事項 9
	備考
	(第6面)
	 1番号 2延べ面積 3建築物の高さ等 ア最高
	の高さ イ最高の軒の高さ ウ階数 工構造 4
	 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の
	 別 5構造計算の区分 6構造計算に用いたプロ
	 グラム ア名称 イ区分 7建築基準法施行令第
	 137 条の 2 各号に定める基準の区分 8 備考
5 記録範囲	│ │建築主,代理人,設計者,建築設備に関して意見を
	間いた者、工事監理者、工事施工者
6 記録情報の収集方法	本人
7 要配慮個人情報の有無	□含む ■含まない
8 記録情報の経常的提供先	
C HESSAIR THE TOTAL DOCUMENT	│ │ (名称)都市計画部建築指導課及び水戸市情
9 開示等請求を受理する組織の名称	報公開センター
及び所在地	
	(所在地) 水戸市中央1丁目4番1号
10 訂正及び利用停止に関する他の法	
令の規定による特別の手続等	
11 個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第
	 1号(電子処理フ
	□法第 60 条第 2 項第 □法第 60 条第 2 項第
	2号(マニュアル 政令第21条第7項に
	数当するファイル 処理ファイル)
	□有■無
	_ 11 _ 2//
12 備考	

注 この表で「法」とは個人情報の保護に関する法律を、「政令」とは個人情報の保護に関する法律施行令をいう。